

平成30年度 事業計画

奈良県バス協会は、公益目的事業を通じ、地域住民の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、輸送の安全性の確保のための助成や利用促進等の啓発活動を行うものである。最近の景気の動きには、景気は穏やかに回復に向かい、家計部門でも回復基調の動きも見られ、企業の人手不足を背景に雇用者数の増加が継続し失業率は低水準へ、有効求人倍率も高水準に推移維持している。第4次安倍内閣がスタートし、4年間のアベノミクスは大きな成果を生み出したが、このような状況下にあってもバス事業を取り巻く環境下では、今後もなお厳しい経営環境が続くものと思われる。その意味、これまで以上にバス事業が安全・安心、信頼される公共交通機関として、使命を全うし、健全な事業の維持発展に務めなければならない。

多くの若者たちの将来を奪った軽井沢スキーバス事故の発生を受けて事故対策検討委員会で取り纏められた総合的な対策に基づき、様々な再発防止策に取り組んできた。

業界として自浄作用を働かせるべく巡回指導を行う一般財団法人近畿バス適正化センターが設置され、昨年8月21日を皮切りに現下実施されているところである。今後も引き続き、行政とバス協会との緊密な連携の下、事業の適正かつ実効のある取組の推進を図ることが重要である。更に、安全対策の裏返しとして、特に貸切バス事業では、運賃料金制度の適正化にあります。引き続き、制度の定着を目指し、安全投資や運転者の処遇改善に努める必要がある。バス業界は、これら環境の変化に適切に対応し、将来のバス産業のあり方を見据え、係る規制・制度の見直し、安全輸送対策、環境対策、交通バリアフリー対策、情報提供と言った多くの課題に取り組まなければならない。奈良県バス協会は、これらの諸課題を踏まえ、バス業界の更なる発展に向けて、下記の事項について会員各位とともに積極的に取り組むこととする。

記

地域住民の足として必要不可欠な公共交通機関であるバスの利用を促進し、また、利用者利便向上のための施策について、奈良県から交付される運輸事業振興助成補助金等を財源として次の事業を実施する。

I 助成事業

1. 停留所上屋等の整備事業に対する助成

利用者がバスを快適に利用できるよう乗合バス事業者が行う停留所上屋やその他施設等の整備事業に助成を行う。

2. バス輸送の安全性の確保に対する助成

地域住民の生活に重要な役割を果たしているバス輸送の安全性を確保し、バス利

ユーザー保護に努めるため事故防止対策として次の事業に助成を行う。

- (1) 法令で受診することが定められている運転者の適性診断
- (2) 適性診断の結果を運転者の指導に生かすための適性診断活用講座
- (3) 法令で2年に1回受講が定められている運行管理者一般講習、整備管理者講習
- (4) 運転者の睡眠時無呼吸症候群の検査
- (5) 運転者の脳MRI(磁気共鳴画像検査)検査
- (6) 飲酒運転防止のためのアルコールチェッカーの配付
- (7) エコドライブ管理システム(EMS)、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業
- (8) 安全運転研修事業
- (9) 環境にやさしいバス普及事業

II 広報啓発事業

バス輸送の安全性を確保するため、事故防止委員会において安全運転や健康管理等に関する教授・検討を行うとともに、輸送の安全総点検の周知等で事故防止の意識を高める。また、年々減少している乗合バスの利用者を増加促進し、バス輸送を振興しバス事業者の経営を安定させることで、路線の維持・確保を図ることが地域社会の発展に寄与すべき重要課題であることから、バス利用促進に向けた次の事業を行う。

1. 交通安全

- (1) 全国交通安全運動・奈良県交通安全県民運動の啓発活動への参加と年末年始輸送の安全総点検の周知を行う。
- (2) 近畿運輸局・奈良運輸支局等から講師を招いて勉強会を開催する等、運輸安全管理及び飲酒運転防止対策等の事故防止の啓発を行う。
- (3) シートベルトの着用について、お客様の啓発に努め、着用の徹底を図る。
- (4) バス事故の3割を占める車内事故を防止するためのキャンペーンを実施し、利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発活動及び運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図る。
- (5) 国の「事業用自動車総合安全プラン2009」を改正し、「バス事業における総合安全プラン2020」に基づき、各種安全対策を推進する。
- (6) バスジャック、テロ対策等危機管理対策に万全を期すため、改正「バスジャック統一対応マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努める。
- (7) 営業区域外運送の排除など輸送秩序維持のため、情報の共有を図るとともに、夏期には期間を定めて実態調査を実施する。
- (8) 自家用バスの適正な使用を呼びかけるポスター・チラシを作成し、地方公共団体等に対して啓発を行うとともに、レンタバスや自家用バスによる貸切営業類似行為を排除するため、近畿運輸局と協働し、『違法白バス追放月間』を設定し適正な使用の啓

発を行う。

(9) 貸切バス事業者の安全性評価認定制度を円滑・適正に実施し、利用者が安心して利用できる貸切バスを目指し、貸切バス事業のコンプライアンスと安全性の向上を図る。また、貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業(営業所への巡回指導)も引き続き実施する。(適正化センター業務の補完指導と位置付ける。)

(10) 貸切バスの安全確保対策について「バス事業のあり方検討会」での検討結果を踏まえ、今後の貸切バス事業の参入規制の見直し、監査指導の強化等を推進するよう関係行政機関に要請する。

(11) 貸切バス事業者と旅行業界との相互理解と連携強化の促進のため、日本バス協会と旅行業界で策定した「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」の遵守について周知・徹底を図る。

(12) 国の低公害車普及促進対策費補助金や、当協会の「環境にやさしいバス普及事業」等の助成制度の周知及び活用により低公害車の普及を促進する。

(13) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため、「エコドライブ推進運動」の周知及び「エコドライブ管理システム(EMS)普及事業」への参加促進に努める。

(14) バリアフリー新法に基づき、「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と合わせて、国の認定した標準仕様のノンステップバスの普及を促進する。

2. バスの利用促進

(1) 観光バス駐車場(待機場)の設置について、近鉄奈良駅及びJR奈良駅周辺について、機会を捉え奈良県、奈良市等に要望活動を行う。

(2) 奈良県の世界に誇る魅力ある観光地やイベント等を紹介することで、観光客の増加を図り、地球環境を守るための地球温暖化防止の一助として、自家用車よりもCO₂の発生が少ないバスの利用を促し、観光、環境、利便性のアピールを図る。

(3) 9月20日の『バスの日』には、バスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうため、ポスター等により啓発を行う。

3. バスマつり

バスを利用することに親しみを持って頂き、また、「人にやさしいバス輸送」、「環境にやさしいバス輸送」に関心を持って頂くことで公共交通機関であるバス利用を喚起するため、『スルッとKANSAIバスマつり』に参加しバス車両の展示や風船やグッズを配付することでバス事業への理解を求めるPRを行う。

Ⅲ 表彰事業

乗合バス及び貸切バス関係事業に携わる優良従業員に対して表彰を行う。